



## 傷害補償(ケガへの備え)

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

例えば…交通事故によるケガ ・工作中的のケガ ・家庭内でのケガ ・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ

### 【天災危険補償特約】 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

### 【特定感染症危険補償特約】 <追加補償>

特定感染症\*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

\*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



©東京海上日動

**死亡・後遺障害** ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

### 入院・手術

ケガや熱中症で入院\*1したり手術\*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

\*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

\*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

### 通院

ケガや熱中症で通院\*3した場合に保険金をお支払いします。

\*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

## オプション <オプションの補償に関しましては、傷害補償へのご加入が必要となります。>

### 個人賠償責任 (他人への賠償責任への備え)

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。

\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



示談交渉



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

## 借家人賠償責任 (賃貸住宅での事故への備え)



国内における借用戶室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戶室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

例えば…・失火により借家を焼失させてしまった。  
・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。

## 携行品 (身の回り品への備え)



国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば…・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。  
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。  
・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

## 住宅内生活用動産 (自宅内家財への備え)

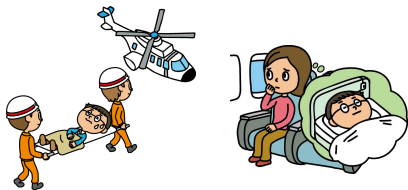


国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば…・自宅の火災により家財が焼失してしまった。  
・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

## 救援者費用等 (事故時の救援活動費用への備え)



国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…・乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。  
・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。

## 弁護士費用等 (人格権侵害等)



国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。  
・電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。  
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

\*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

\*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表(1口あたり) 保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：30%

	型	本人型			夫婦型			家族型			
	タイプ名	FAタイプ	FBタイプ	FCタイプ	KAAタイプ	KABタイプ	KACタイプ	KBAタイプ	KBBタイプ	KBCタイプ	
	加入限度口数	5口			5口			5口			
	天災危険補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	特定感染症危険補償特約*1	○	○	-	○	○	-	○	○	-	
傷害補償	ご本人	死亡・後遺障害保険金額	100万円	200万円	-	400万円	200万円	-	400万円	200万円	-
		入院保険金日額*2 (1日あたり)	1,000円	1,500円	1,500円	1,000円	1,500円	2,500円	1,000円	1,500円	2,500円
		通院保険金日額 (1日あたり)	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	2,000円	500円	1,000円	2,000円
	配偶者	死亡・後遺障害保険金額				300万円	150万円	-	300万円	150万円	-
		入院保険金日額*2 (1日あたり)	-	-	-	1,000円	1,500円	2,500円	1,000円	1,500円	2,500円
		通院保険金日額 (1日あたり)				500円	1,000円	2,000円	500円	1,000円	2,000円
	ご親族	死亡・後遺障害保険金額							200万円	100万円	-
		入院保険金日額*2 (1日あたり)	-	-	-	-	-	-	1,000円	1,500円	2,500円
		通院保険金日額 (1日あたり)							500円	1,000円	2,000円
	保険料(月払)	280円	420円	290円	1,070円	980円	1,040円	1,700円	1,690円	1,930円	

オプション

① オプションの補償に関しましては、傷害補償へのご加入が必要となります。

オプション①	個人賠償責任	タイプ名	KSタイプ	BBタイプ	KBタイプ	
		型	家族型			
	保険金額	国内：無制限 国外：1億円	-	国内：無制限 国外：1億円		
	弁護士費用等 (人格権侵害等)	型	-	家族型	家族型	
	保険金額	-	300万円	300万円		
	保険料(月払)	150円	130円	280円		
オプション②	借家人賠償責任	型	本人型			
		タイプ名	Sタイプ			
		保険金額	1,000万円			
		保険料(月払)	160円			
オプション③	携行品	型	本人型	夫婦型	家族型	
		タイプ名	K1タイプ	K2タイプ	K3タイプ	K4タイプ
		保険金額	10万円	10万円	20万円	20万円
		免責金額(自己負担額)	5,000円			
		保険料(月払)	40円	50円	70円	90円
オプション④	住宅内 生活用動産	型	本人型			
		タイプ名	Dタイプ			
		保険金額	50万円			
		免責金額(自己負担額)	5,000円			
		保険料(月払)	410円			
オプション⑥	救護者費用等	型	本人型	夫婦型	家族型	
		タイプ名	Q1タイプ	Q2タイプ	Q3タイプ	
		保険金額	500万円			
		保険料(月払)	20円	30円	60円	

保険金額・保険料表

保険期間：1年間  
 団体割引：20%  
 損害率による割引：30%  
 ※ご加入口数は1口のみです。

※損害率による割引は、傷害補償の天災危険補償特約には適用されません。  
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。  
 ※オプション①については、いずれか1タイプにのみご加入いただけます。また、保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

\*1 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。)  
 \*2 傷害補償の手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の1.0倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【今年度の主な改定点】

傷害補償につき、熱中症を補償対象とします。また、職種別による料率区分を廃止(保険料を一本化)します。なお、熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプや職種別による料率区分の廃止により、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。